

公立こども園再整備計画（前期）

令和2年（2020年）1月

豊中市

目次

1. 本計画の位置づけ	1
1-1. 計画策定にあたって	1
2. 計画期間	2
2-1. 前期計画・後期計画	2
3. 「夢・はぐくむ」施設の実現に向けて	3
3-1. 市の基本方針	3
3-2. 保育室等の最低基準面積	10
3-3. 整備案について	11
4. 各園の検討内容と方針	13
■前期6園の施設状況	13
4-1. 原田こども園	14
4-1-1. 現状	14
4-1-2. 整備方針	16
4-2. てしまこども園	17
4-2-1. 現状	17
4-2-2. 整備方針	19
4-3. 東丘こども園	20
4-3-1. 現状	20
4-3-2. 整備方針	22

4-4. 西丘こども園	23
4-4-1. 現状	23
4-4-2. 整備方針	25
4-5. とねやまこども園	26
4-5-1. 現状	26
4-5-2. 整備方針	28
4-6. てらうちこども園	29
4-6-1. 現状	29
4-6-2. 整備方針	31

5. 前期計画のまとめ（今後の検討事項）とスケジュール……………32

5-1. 関連法規	32
5-2. 工事期間中の注意点	34
5-3. 各園の特色の反映	35
5-4. 前期計画・後期計画スケジュール	36

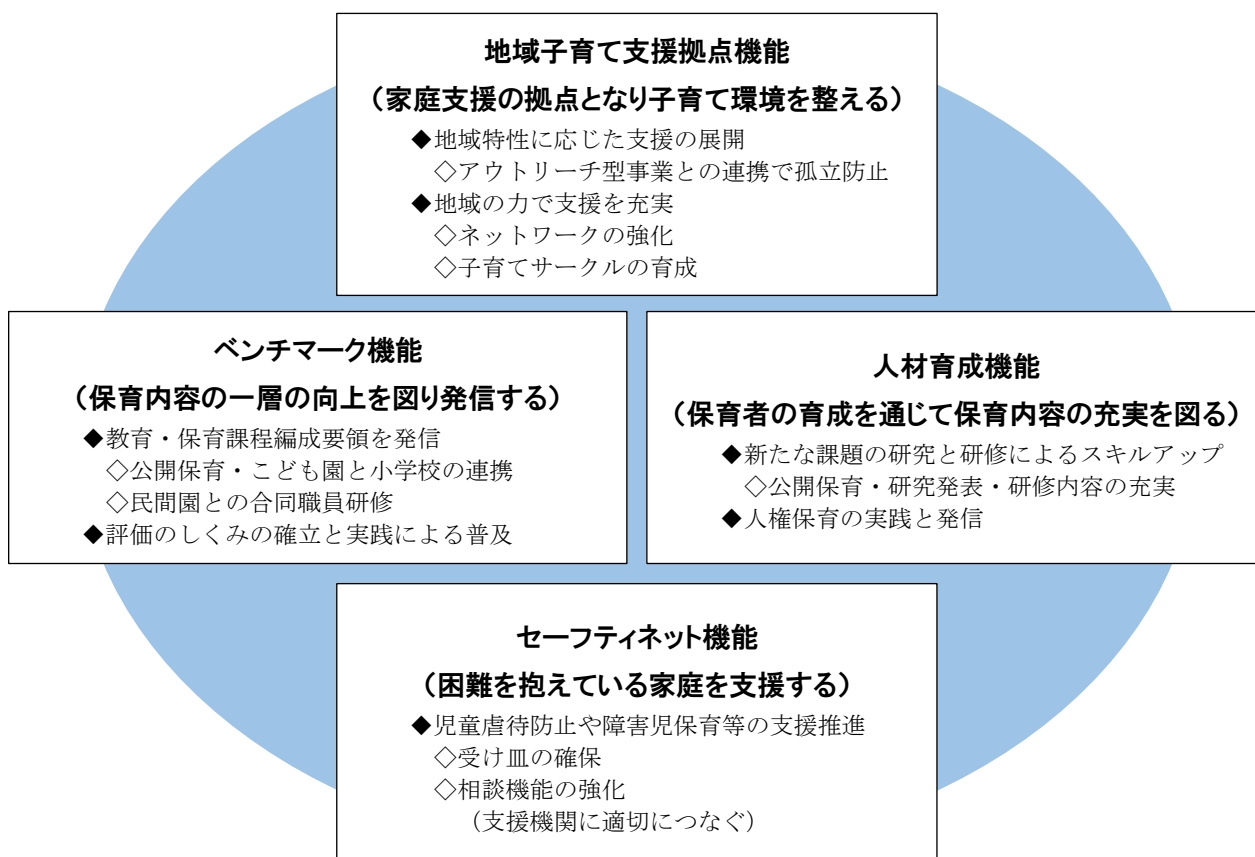
1. 本計画の位置づけ

1-1. 計画策定にあたって

公立こども園再整備計画は、「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画(平成30年(2018年)9月)(以下「夢プラン」という)に基づき、市内に配置すべき17の公立こども園について、地域と連携した子育て支援を推進するとともに教育・保育の充実・確立をめざし、将来予測される児童数の推移・変動を見据え、地域ごとの特性に応じた園舎計画や取り組み、スケジュール等を示すものです。

公立こども園の4つの機能を十分に果たしながら、老朽化施設を計画的に解消し、安心・安全で快適な教育・保育環境を整えることに加えて、子どもたちが自分らしく健やかに過ごせるとともに、多様化する保育ニーズに対応し、将来に向けて質の高い教育・保育サービスを提供できる施設づくりをめざします。

公立こども園の4つの機能



2. 計画期間

2-1. 前期計画・後期計画

夢プランにおいて、今後市内に配置する施設を17園とし、10年間で施設の再整備を行っていく予定としています。

整備する施設については老朽化の状況や調理室の有無、周辺地域の状況等に応じて、段階的に整備していく必要があります。

各施設の現状を踏まえて対象の17園を下記のとおり区分し、公立こども園再整備計画（前期）（以下「本計画」という）においては、「前期計画対象園」の6園について、整備方針を策定するものとします。

区分	園名	備考
前期計画対象園 (令和元年度～)	西丘・東丘・原田・てしま てらうち・とねやま	厨房が無い施設 単独施設
後期計画対象園 (令和6年度～)	東豊中・旭丘・桜井谷・本町 北緑丘・庄内西・高川	複合施設等
上記以外 (実施期間は未定)	野田・島田・螢池 豊中人権まちづくりセンター	周辺施設の再編の方向性が決まり次第、再整備に向けた取り組みを進めます。

3. 「夢・はぐくむ」施設の実現に向けて

3-1. 市の基本方針

公立こども園は、就学前の子どもに教育・保育を提供し、子どもの成長にとって大切な時間を過ごす場であるとともに、地域における子育て支援を行う場でもあります。

一方で、国において、平成30年（2018年）3月には「これからの幼稚園施設の在り方について～幼児教育の場にふさわしい豊かな環境づくりを目指して～」が発表され、幼児自身の興味や関心に応じた活動が展開される屋内環境整備や、障害があるなど特別な配慮を必要とする幼児に対応した施設整備、幼児教育の場にふさわしい豊かな環境づくりについての重要性が示されています。

また、公立こども園の4つの機能を踏まえ、ワークショップで出た意見や他市町村の事例、避難拠点、教育・保育の現状や保護者のニーズ、地域との連携などを踏まえて、以下の6項目を整備ポイントとして再整備計画を検討するものとし、基本方針の実現に向けて取組みを進めます。

整備のポイント

- 1) 子どもの成長・個性にあった教育・保育の場
- 2) 年齢を超えた子ども同士の交流の場
- 3) いのちを感じる空間
- 4) 安全・安心の場
- 5) 地域の子どもの支援の場
- 6) 教育・保育を向上し合える場

この基本方針は、今後17園を個別に整備していくにあたって、念頭に置くべき柱として位置づけたものです。

本計画では、6園（原田、てしま、東丘、西丘、とねやま、てらうち）の個別の整備方針（改築または改修、整備時期など）を後述します。他の11園（後期計画対象園や関係部局間の調整によって整備時期が前後する園…2ページ参照）についても、個別の整備方針を策定する際は、この基本方針に基づき取組みを進めていきます。

1) 子どもの成長・個性にあった教育・保育の場

外で思いっきり遊ぶ子ども、絵本を読んで想像の翼を広げる子どもなど、
子どもの自主性を尊重し、思い思いにこども園での生活を楽しめるようにします。

- 子どもの成長・発達に応じた教育・保育ができるように、施設づくりから考えることが重要です。公立こども園全体の大きな教育・保育方針を実現できる施設計画と、施設を使いながら、こども園それぞれのオリジナリティーを出す運営計画の両面で検討します。
- 家具の配置によって、保育教諭が部屋のレイアウトや使い方を変えることや、子どもが自分の秘密基地をつくることなど、自由度が高いものとなるよう配慮します。
内装や家具は直接触れる部分であり、素材の手触り・肌触り、色やかたちは子どもの五感に訴えます。子どもの感受性を豊かにし、楽しく快適に過ごせる環境づくりを心がけます。
- 子どもには、絵本を読みながら静かに過ごせる場所、友達と思いっきり走り回れる場所、様々な性格の場所の設定が求められます。一方で、周囲の住宅や施設への影響を抑え、地域に愛される施設づくりを心掛けることが必要であるため、吸音性・遮音性などの建築性能や、部屋の性格にあった屋内環境となるように検討します。
- 子どもの成長は著しく、年齢だけで区切られるものではありません。トイレの便器の高さなど、子どもが自分で使いやすいものを選ぶように、選択肢を広げ工夫します。



子どもに絵本の読み聞かせが
できたり、
子どもが友達と一緒に絵本が
読める絵本コーナーの設置。



屋外でも様々な遊びができ、
子どもの自主性・協調性や
興味を育てるしかけづくり。

2) 年齢を超えた子ども同士の交流の場

年齢の異なる友達と一緒にごはんを食べたり、遊んだり、こども園でこそできる経験を経て、相手を思いやるこころを育てます。

- クラスを固定することなく、オープンな空間をつくり、クラス単位だけではなく、いろいろな年齢の子ども同士で交流できるようにします。
ランチルームや遊戯室など、大空間を複数つくるのではなく、それらの機能が一つの空間で自在に変化できるようにすることで、クラス・年齢を超えた交流ができます。
- 同じこども園に通う友達だけではなく、近隣の小学校・中学校などとの職業体験をはじめとする交流によって、お兄さん・お姉さんへのあこがれが芽生え、社会性・協調性・思いやりの気持ちを育めるようにします。



年齢に関わらず、
様々な場所でいっしょに
遊べる環境づくり。



お兄さん・お姉さんが
職員に交じって
一緒に子どもの面倒を見る。

3) いのちを感じる空間

生き物を育てること、畑で作物を育て、収穫・調理を経て食事をする事、さまざまないのちに触れ、大切に思うところを育てます。

- カブトムシやザリガニを観察したり、生命を身近に感じる環境の中にいることで、いのちを大切にすることを育てます。
- 植物や野菜を育てることで、知的好奇心を刺激し、関連するものごとに興味を広げていくことが重要です。例えば、季節や天候による育ち方の違い、花のかたち、さらに自分たちのからだの一部になるということから、生命について心を動かすきっかけになります。また、調理の様子を見学することや自分たちで調理することで、食への関心を持ち、これからの成長に必要な健康的な生活の礎をつくるのが大切です。



自分たちの畑で育てた野菜を
自分たちの手で収穫する
喜びを感じる。



子どもが興味を持って
調理の様子を見られる
開放的な調理室。

4) 安全・安心の場

どこにいても大人の目が行き届き、子どもが見守られながら安心して遊べる空間とします。

- 子どもは、お絵描きやかけっこ、植物の育成など目の前のわくわくする世界に夢中になります。そんな子ども達の動線を考慮し、安全性を高める構造が必要です。
建物内外について、柱の位置等の建築的な配置と、ロッカーや棚等の設備的な配置を考慮して、死角をつくらないようにします。
- 現在、子どもの送迎に車を利用するケースが多く見られます。また、車だけでなく自転車も、時に子どもにとっては危険な乗り物となります。子どもが毎日安全に登園・降園できるように、敷地入口付近には特に注意することが大切です。
送迎の車や自転車と子ども・利用者の動線を分けて歩車分離に配慮するとともに、敷地内にスペースを設けることで、道路前での混雑を緩和したり、子どもが直接道路に飛び出さないようにしたり、周辺の道路状況も考慮して、安全を確保します。
- 子どもが家庭にいるような安心感を持てるように、できるだけ普段の生活環境に近づける必要があります。夏場でも冬場でも快適に過ごせるように、冷暖房はもちろん、床暖房や換気などについて検討します。
- 非常災害時での保育サービスの継続や乳幼児のいる家庭が避難場所として安心して過ごすことを想定し、災害が起こった場合でも子どもの安全確保ができるよう整備を進めます。



雨の日も遊べる半屋外空間
(縁側)は、
見通し良くすることで
大人の目が届きやすい。

5) 地域の子どもの支援の場

地域の子育て支援の拠点として、一時預かりやワークショップなど、保護者や地域の人々にとって利用しやすい場所とします。

- こども園が地域の子育ての拠点として機能するために、イベントや行事などを通して、子どもだけではなく、大人同士が交流できることが必要です。通常は子どもが生活する場所であるため、安全性と地域への開放性の両立を検討することが、これからのこども園にとって重要です。

- 核家族化が進んだ現代、保護者が子育ての不安や悩みを周囲に打ち明けられずに孤立してしまうことは、大人だけでなく子ども自身も苦しめてしまう可能性があります。また、子どもにとっても在宅環境とは違った大人数の集団環境や異年齢の友達に触れる経験は、子育ての上でも大切な要素となります。

そこで、ワークショップなどの親同士の交流や、気軽に相談できる場づくり、さらに保育疲れの親の心と体のリフレッシュの場となるよう検討します。



文化体験や習い事を通して
地域を知り、交流できる場所
にする。



保育士による指導や
ワークショップによる親同士
の交流が生まれる。

6) 教育・保育を向上し合える場

園舎内の移動や設備など、職員が働きやすい環境を整備することで、効率的な運営ができ、他のこども園と連携して教育・保育の内容を向上していきます。

- 職員の拠点として職員室・保健室・更衣室・休憩室などを整備します。公立こども園の機能として求められる教育・保育の質の向上のために、周辺の民間園などと連携した打合せや意見交換、研修も想定し、可能な範囲で余裕のある職員スペースを確保します。
- 施設のメンテナンスや環境保護の観点も踏まえ、取り替えの必要がほとんどないLED照明を用いたり、自動水栓・節水仕様などを検討します。



保育室とトイレなどの水廻りが近く、動線に配慮した配置。



職員が他の園を含めて研修を行うなど、教育・保育の質を高められる環境づくり。

3-2. 保育室等の最低基準面積

本市では、「豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例」により、各設備の最低基準を以下のとおり定めています。

- ・乳児室 … 1.65㎡/人×満2歳未満のほふくしない園児数
- ・ほふく室 … 3.30㎡/人×満2歳未満のほふくする園児数
- ・保育室 … 1.98㎡/人×満2歳以上の園児数
- ・園庭 … (1) ア 400㎡ + 80㎡×(学級数-3)
イ 3.30㎡/人×満3歳以上の園児数
(2) 3.30㎡/人×満2歳以上満3歳未満の園児数
(1) ア又はイのいずれか大きい面積 + (2)

上記基準を標準規模の利用定員でシミュレーションすると下表のとおりとなります。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
利用定員(人)	6	10	18	20	30	30	114
条例基準面積(㎡)	19.80	33.00	35.64	39.60	59.40	59.40	

※再整備対象園の面積については、可能な範囲で収納等の活用につながるよう条例基準面積より少し余裕を持った状態で設定していきます。

園庭：(1) ア $400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (3-3) = 400\text{㎡}$ > イ $3.30\text{㎡}/\text{人} \times 80\text{人} = 264\text{㎡}$

(2) $3.30\text{㎡}/\text{人} \times 18\text{人} = 59.4\text{㎡}$

(1) ア + (2) = $400\text{㎡} + 59.4\text{㎡} = 459.40\text{㎡}$

(園庭は459.40㎡を確保しなければならない。)

※設置が必要な乳児・ほふく室は、0・1歳児保育室として見込んでいます。

※0・1歳児保育室の面積は、ともに3.30㎡/人を基準としています。

※条例において「学級数」は「満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。」とあることから3学級としています。

3-3. 整備案について

公立こども園の再整備については、今ある豊中市の資産（既存のこども園）を活かし、安全に、より長く使い続けることが目的の一つです。そのため、原則として、現地での改築または増築+改修を行うものとし、土地の取得やインフラ整備などにかかるコストを抑え、効果的・効率的に整備を進めます。

ただし、各こども園の立地状況等で現地での改築が難しい場合は、現地での増築+改修を進めることになります。

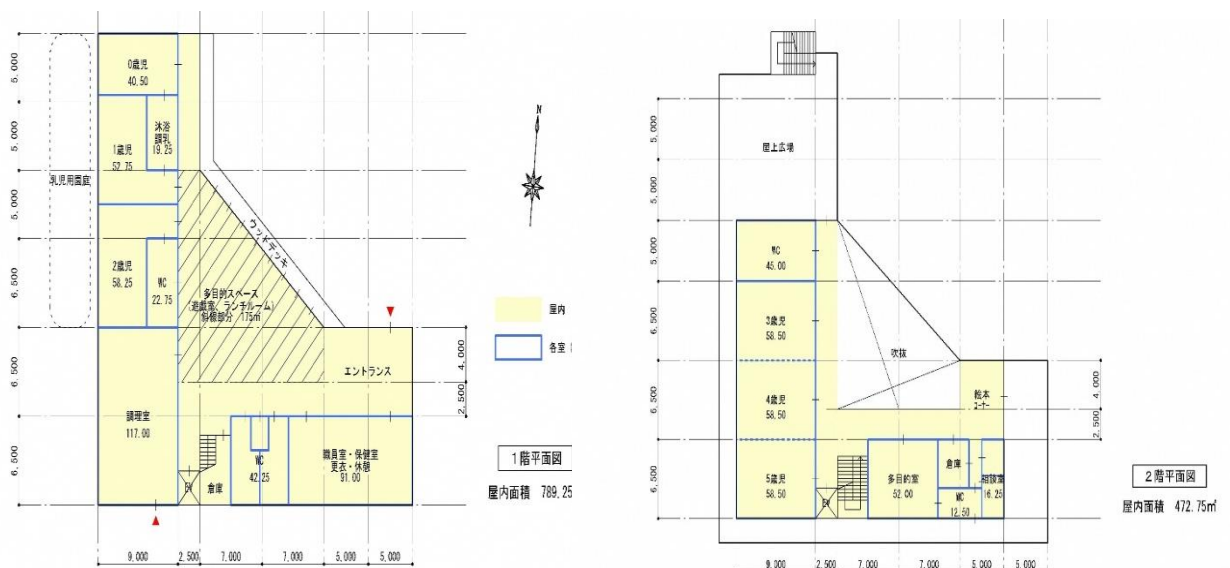
増築+改修については、新たに設定される定員に合わせて、各部屋を改修するとともに、各こども園に共通する以下の項目について改修が必要となります。

- ・ 共用部の環境を改善し、冬季の寒さや鳥害を防ぐため、外部廊下を内部廊下とする。
- ・ 子育て支援のための部屋を設ける。
- ・ 敷地条件に配慮して駐車場及び駐輪場を確保する。
- ・ 多目的に使えるスペースを設ける。
- ・ 部屋をフレキシブルに使えるように、可能な限り可動間仕切を設ける。
- ・ 適切な大きさの収納スペースを確保する。

現地での改築を行うにあたって、現施設で子どもの保育を継続することが困難な場合は、移転先での改築や、代替地による仮園舎を整備する必要が生じます。仮園舎については、余分なコストがかかることから、代替地へ移設する案についても検討しておく必要があります。

改築については、3～5歳児保育室を可動間仕切によって区切られた一体空間とすることで、保育室内で異年齢交流が可能なフレキシブルな空間づくり、遊戯室としての機能だけでなく、廊下と一体でオープンな空間として利用可能な多目的スペースが配置できるよう、各こども園の立地状況に合わせて検討していきます。

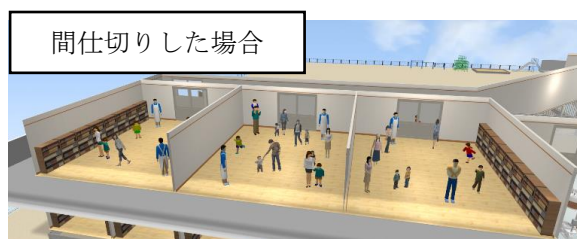
【改築のイメージ図】



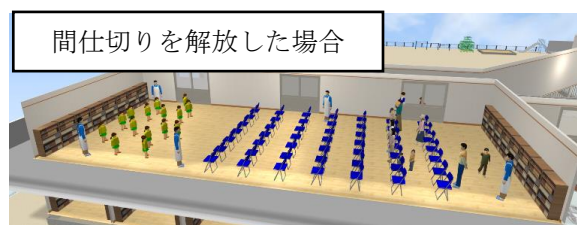
本計画の対象となるこども園は運営面からの視点と生活の場としての視点を踏まえつつ、楽しく、わくわくするよう「夢をはぐくめる施設」としてふさわしい各室の機能を検討します。※下記は現時点での案であるため、必ず実現されるわけではありません。

●3～5歳児保育室

- 各年齢で部屋を分けるだけでなく、必要に応じて一体空間として使うことができるように、保育室は可動間仕切で区切ります。



普段の生活として利用する際は間仕切って3つの保育室として生活します。



発表会等、必要時には間仕切りを解放し広いスペースとして活用します。

●多目的スペース

- 安全の確保を行いながら、吹き抜けを設けて2階との一体感を出す配置とします。



吹き抜けとすることで1階と2階の保育の繋がりを充実させ、園全体の一体感を作ります。



発表会の保護者の観覧席としても活用できます。全体を見渡すことができるので観覧に適します。

4. 各園の検討内容と方針

これまでの市としての指針を踏まえ、各園の敷地条件等を考慮した検討をします。

■前期6園の施設状況

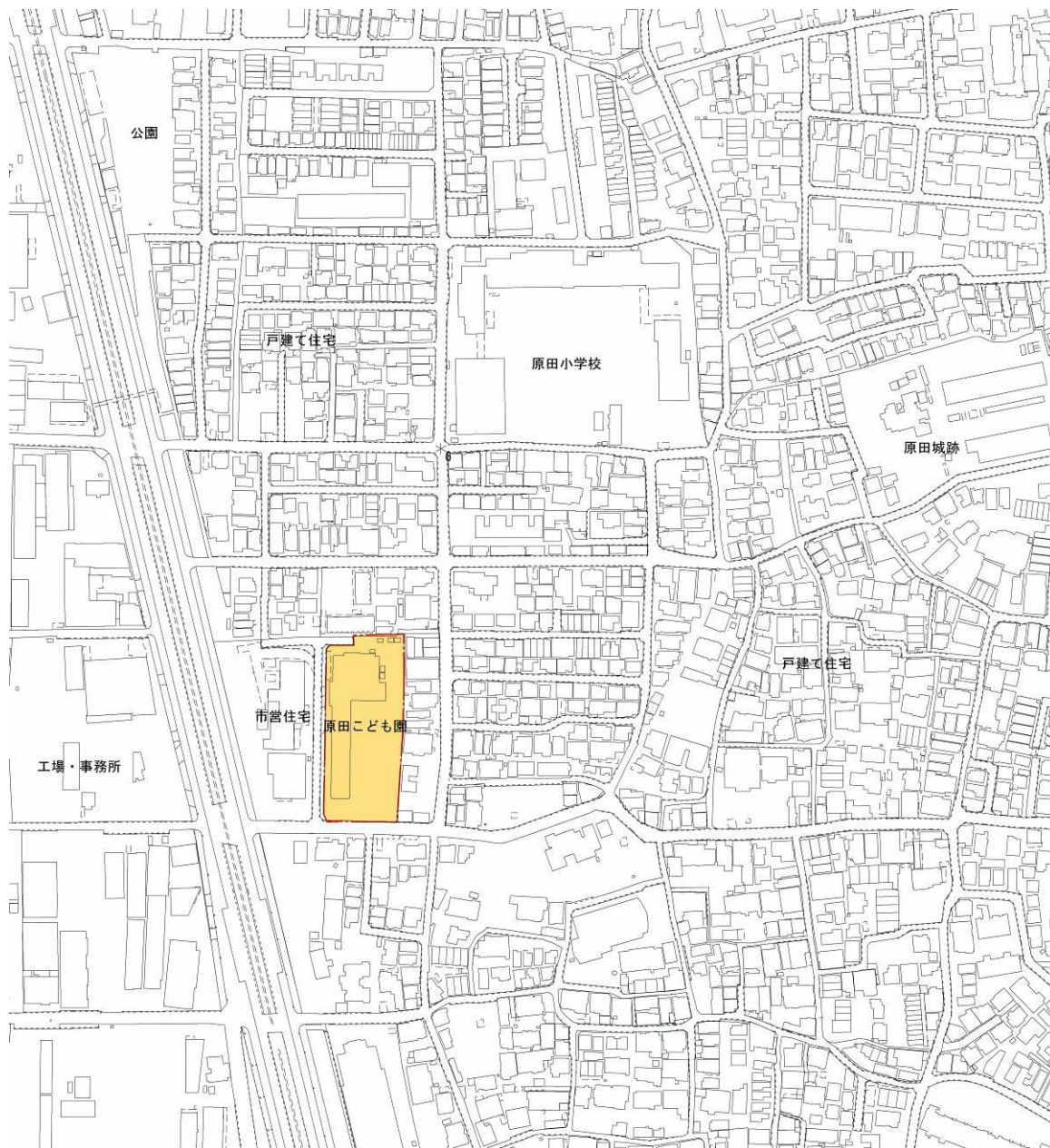
令和元年（2019年）5月31日現在

園名	スペック		考え方
原田	敷地面積	4,011.56	立地：周辺は低層住宅地、阪神高速の西は工場・業務地区 接道：南・西で市道に接道 敷地：適正規模に対し十分な広さがある 駐車場：4台 EVなし
	延べ床面積	1,386.24	
	建築年月日	S51. 8.20	
	経過年数	42	
	支援センター	-	
てしま	敷地面積	3,312.00	立地：周辺は低層住宅地・一部マンションあり、豊島北小学校に隣接 接道：南側で市道に接道 敷地：適正規模に対し十分な広さがある 駐車場：3台 調理室・EVなし
	延べ床面積	1,466.00	
	建築年月日	H 1. 6. 1	
	経過年数	29	
	支援センター	○	
東丘	敷地面積	3,498.42	立地：周辺は中高層住宅の地域、千里中央から至近の距離 接道：四周を市道に囲まれる 敷地：十分な広さあり 駐車場：1台
	延べ床面積	911.96	
	建築年月日	S44. 5. 6	
	経過年数	50	
	支援センター	○	
西丘	敷地面積	4,100.86	立地：周辺は中高層住宅の地域、千里中央駅に近い、公園に隣接 接道：四周を市道に囲まれる 敷地：適正規模に対し十分広さがある 駐車場：3台 EVなし
	延べ床面積	1,457.20	
	建築年月日	S47. 3.25	
	経過年数	47	
	支援センター	○	
とねやま	敷地面積	3,004.66	立地：周辺は住宅地、丘陵地で道路に高低差あり 接道：四周を市道に囲まれる 敷地：適正規模に対応可能である 駐車場：3台 EVなし
	延べ床面積	828.00	
	建築年月日	S45. 3. 1	
	経過年数	49	
	支援センター	-	
てらうち	敷地面積	3,198.86	立地：周辺は中高層住宅、地斜面地、道路と高低差あり 接道：西・南で市道に接する 敷地：適度な規模である 駐車場：3台 調理室・EVなし
	延べ床面積	1,053.00	
	建築年月日	S50. 5. 1	
	経過年数	44	
	支援センター	-	

※EV：エレベータ ※園の適正規模とは、敷地面積3,300㎡程度、延べ面積1,500㎡程度で検討した

4-1. 原田こども園

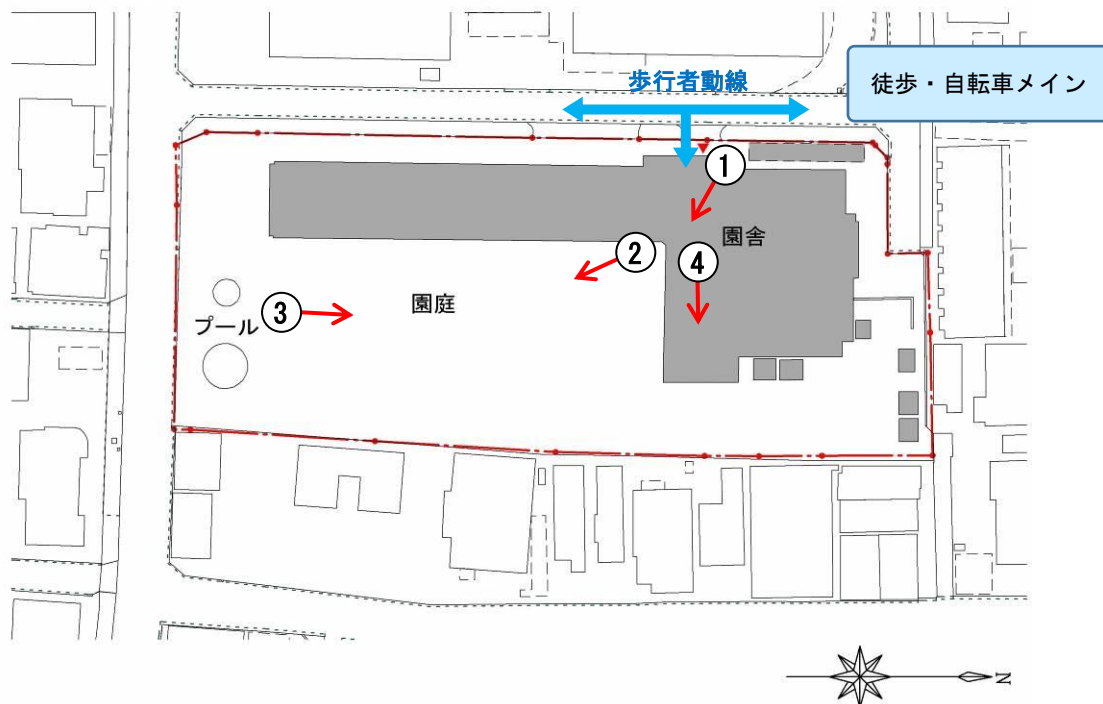
4-1-1. 現状



<敷地・アクセス>

敷地周辺は住宅地で、戸建て住宅、集合住宅に囲まれた場所であるため、可能な限り子どもの声が影響を与えない配置計画とすることが必要です。

周辺道路の高低差はほとんどなく、現在の西側出入口以外に新たな出入口を設ければ、南側からアクセスすることも可能です。また、メンテナンス用として北側にも出入りできる門扉が設けられています。



<園舎>

余裕のあるピロティがエントランスに設けられており、登園・降園時に一時的に利用するスペースとして機能しています。1階に乳児ホール、2階に幼児ホールがあり、それぞれ十分な広さがあります。また、幼児ホール前には広い屋上があり、一体的に使うことができますが、増築+改修にあたっては、構造的に屋上を室内にすることはできません。

事務室はピロティ、玄関、園庭を見渡すことができ、調理室とも近く、職員の目が届きやすい配置となっています。また、広い機械室がありますが、居室として改修することはできません。

<園庭・外構>

ピロティがあるため、行事の際には保護者は靴を履いたまま園庭に抜けることができます。園庭には植栽や遊具がまとめられ、広く余裕があると感じられます。



園名	スペック		考え方
原田	敷地面積	4,011.56	立地：周囲は低層住宅地、阪神高速の西は工場・業務地区 接道：南・西で市道に接道 敷地：適正規模に対し十分な広さがある 駐車場：4台 EVなし
	延べ床面積	1,386.24	
	建築年月日	S51. 8.20	
	経過年数	42	
	支援センター	-	

4-1-2. 整備方針

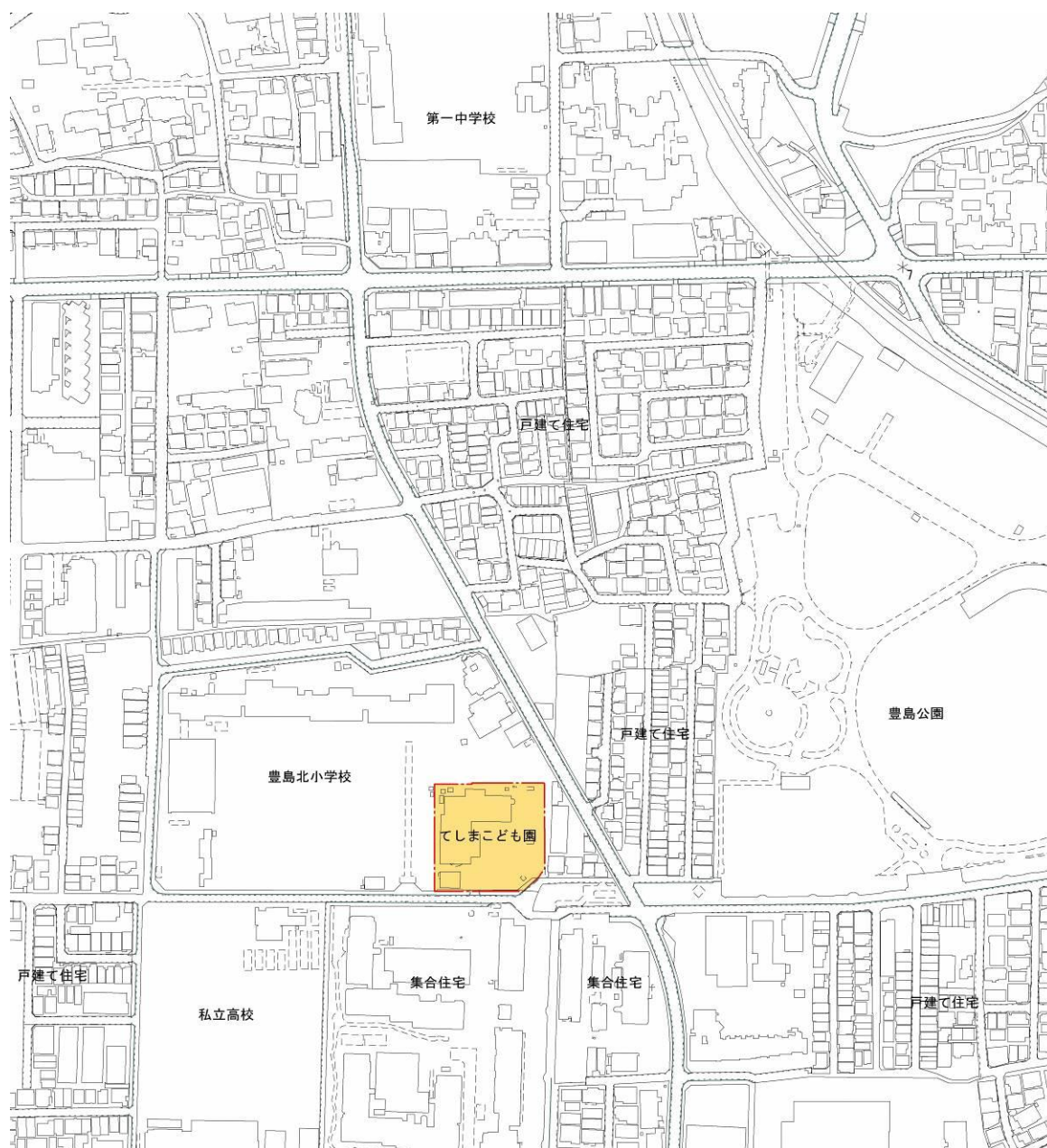
増築＋改修

既存園舎を改修することで保育環境を整えることが、現在の園庭やピロティの有効活用が継続可能であるとともに、効果的・効率的であることから、増築＋改修を進めることとします。

既存園舎の保育室や幼児ホールを活かし、エレベーターや内部廊下を整備し、2階の現状の幼児ホール前の屋上スペースについて、ウッドデッキにする等の活用方法を検討します。

4-2. てしまこども園

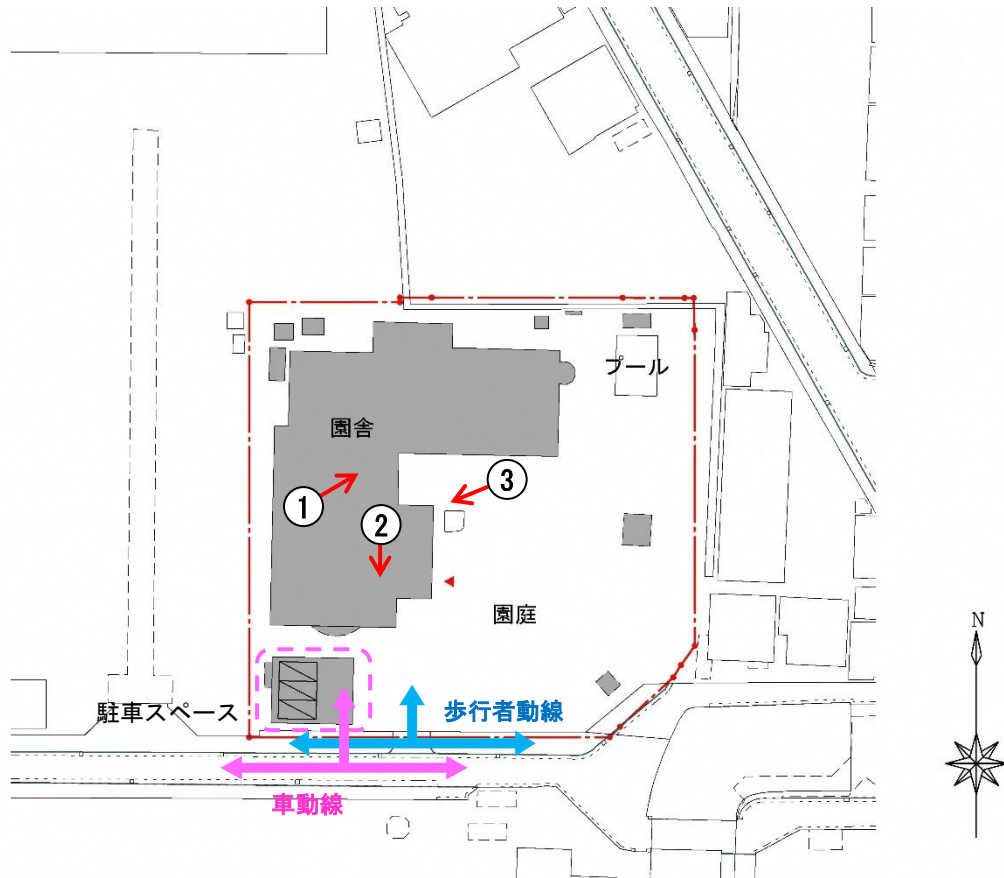
4-2-1. 現状



<敷地・アクセス>

周辺には戸建て住宅とマンションが建っており、市立豊島北小学校に隣接しています。高校も近く、人通りが多い場所に建っています。

敷地と周辺の道路はほとんど高低差がありませんが、アクセスできるのは南側のみとなります。南側道路は一方通行道路であるとともに、自転車や自動車、児童生徒の歩行など交通量が多く、隣接する小学校とあわせて、工事中・整備後の子どもの安全確保について十分検討する必要があります。



園名	スペック		考え方
てしま	敷地面積	3,312.00	立地：周辺は低層住宅地・一部マンションあり、豊島北小学校に隣接 接道：南側で市道に接道 敷地：適正規模に対し十分な広さがある 駐車場：3台 調理室・EVなし
	延べ床面積	1,466.00	
	建築年月日	H 1 . 6 . 1	
	経過年数	29	
	支援センター	○	

<園舎>

現在は3～5歳児を受け入れており、小学校生活にスムーズに移れるように、トイレは1・2階にそれぞれ1ヶ所ずつ設けられています。今後0～2歳児を受け入れる場合には、沐浴・トイレの配置について十分検討する必要があります。

園舎内の廊下は内部廊下となっていますが、1階保育室は直接園庭に出ることができます。

また、1階に地域の子育て支援室が設けられ、多くの利用があります。2階の遊戯室は固定ステージも含めて十分な広さがあり、角に図書スペースが設けられています。

<園庭・外構>

現在の園庭は、敷地南東側に確保されていますが、将来的に隣接する小学校との連携を視野に、敷地の西側に園庭や菜園の整備などを検討します。

4-2-2. 整備方針

増築+改修

平成元年（1989年）竣工で前期計画対象園の中では一番新しいため、現況の建物を活用しつつ、増築+改修を進めることとします。

また、0歳児～2歳児受け入れを開始するため沐浴室を作るとともに、自園調理を行うための調理室やエレベーターを整備します。

4-3. 東丘こども園

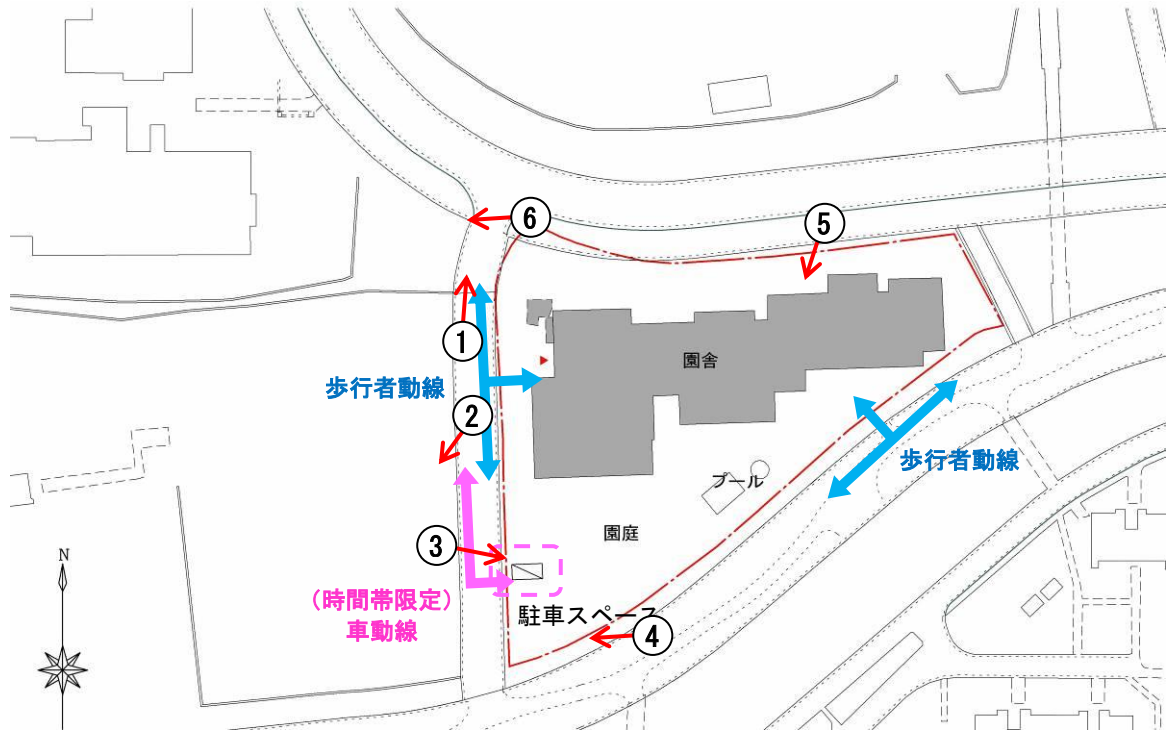
4-3-1. 現状



<敷地・アクセス>

敷地は千里ニュータウンの住宅地にあります。こども園の周りには高層マンションが立ち並び、比較的若い子育て世帯が入居している傾向があるため、将来的に子どもの数が増えることが予想されます。敷地の向かいには公園が整備されており、地域の人々が頻繁に利用する場所となっています。

敷地周辺の道路とは高低差があり、車は既存の西側道路からのみアクセスが可能です。南東側のこぼれび通りから園庭にアクセスできる出入口が1ヶ所設けられています。



<園舎>

前期6園の中では唯一の鉄骨造、平屋建てであり、竣工当初から増築をすることで現在の園舎の形となっています。平屋建てのため、各保育室・遊戯室ともハイサイド窓から採光がとれるため、明るい室内空間となっています。

一方で、廊下は屋内で園庭とは反対側の北側にあるため、保育室に比べて暗くなっています。さらに敷地の形に合わせて保育室が雁行して接続しているため、廊下を見通すことができません。

保健室は事務室内の一角を利用しており、また収納すべき備品を室内に置くほかはない状況であり、職員の拠点となるスペースが少ないのが現状です。

<園庭・外構>

敷地の形状から、まとまった形の園庭が確保できていません。同時に、車での送り迎えの割合が多いのに対して、敷地内で駐車場を確保することが難しく、現状では1台分のみとなっています。

園庭は、こぼれび通りに面して設けられ、適度な植栽と法面で隔てられていることから、安全に遊ぶことができます。



園名	スペック		考え方
東丘	敷地面積	3,498.42	立地: 周辺は中高層住宅の地域、千里中央から至近の距離 接道: 四周を市道に囲まれる 敷地: 十分な広さあり 駐車場: 1台
	延べ床面積	911.96	
	建築年月日	S44. 5. 6	
	経過年数	50	
	支援センター	○	

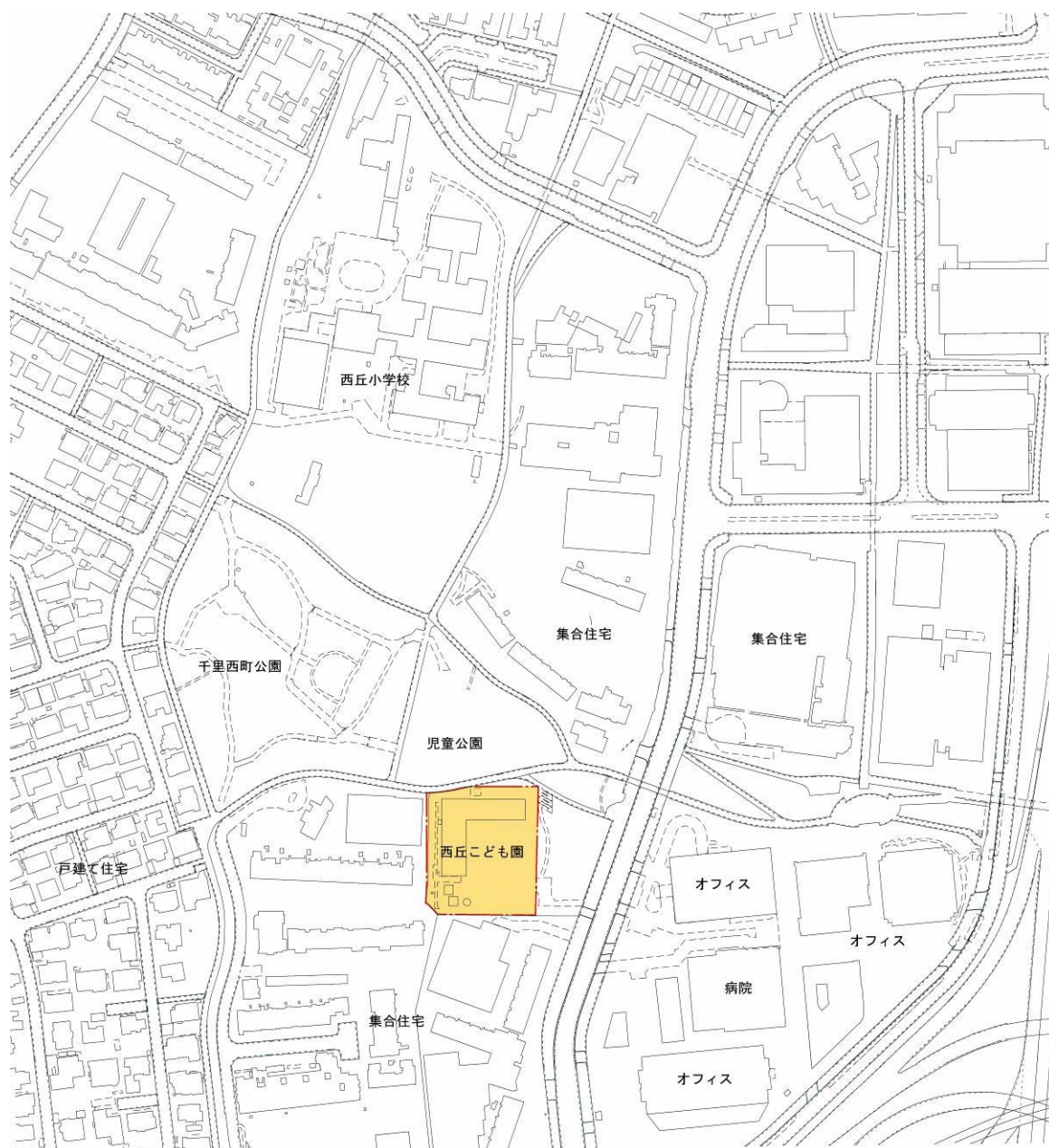
4-3-2. 整備方針

改 築

今後見込まれる周辺の子ども数や園舎の経過年数等を踏まえ、改築を進めることとします。
改築にあたっては、現在の園庭では建替え困難であるため、隣接する公園を活用する等、新園舎の整備を検討します。

4-4. 西丘こども園

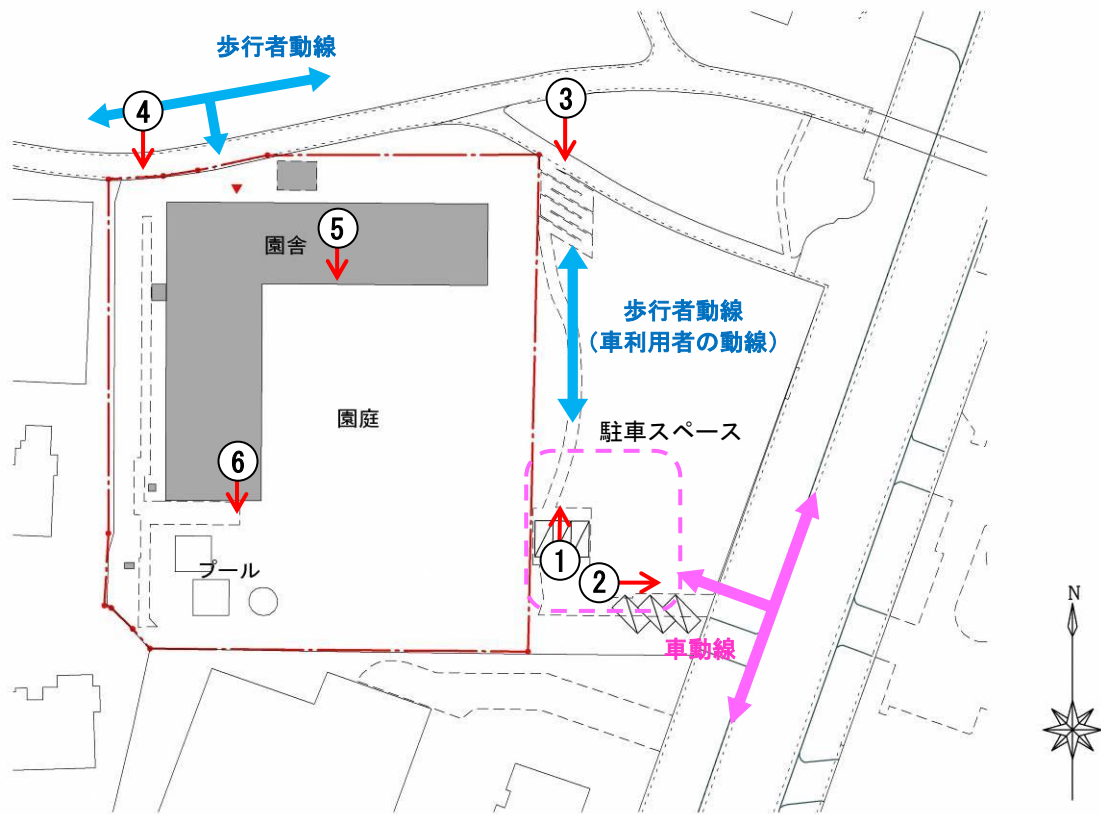
4-4-1. 現状



<敷地・アクセス>

敷地は千里ニュータウンの住宅地にあります。こども園の周りには高層マンションが立ち並び、その外側には戸建て住宅、オフィスビルや大規模病院が建っています。また、敷地の向いには児童公園が整備されており、みどりにあふれた場所にあります。

前面道路とは高低差があり、敷地周囲のほとんどが法面であることから、敷地内にアクセスするためには、現在の北側から、もしくは東側道路から坂道を登って南側から出入りすることになります。



園名	スペック		考え方
西丘	敷地面積	4,100.86	立地：周辺は中高層住宅の地域、千里中央駅に近い、公園に隣接 接道：四周を市道に囲まれる 敷地：適正規模に対し十分広さがある 駐車場：3台 EVなし
	延べ床面積	1,457.20	
	建築年月日	S47. 3.25	
	経過年数	47	
	支援センター	○	

<園舎>

遊戯室とは別に、2階に乳児ホールがあり、0～2歳児の受入れ等に利用されています。

職員室は玄関と園庭を見渡せる位置に配置され、職員にとって、人の出入りや子どもの様子がわかり易くなっています。地域子育て支援センターを整備しており、玄関近くに広い相談室を設けるなど、地域の人々にとっても利用しやすい配置となっています。

廊下は基本的に外廊下で、トイレへ行く際にも一旦廊下に出てからトイレに入ることになります。湿式のため、水洗いによる掃除が必要となり、職員の負担が大きくなります。子どもにとっても、寒いトイレを改善する必要があります。また、トイレの数が少ないため、一部にトイレを増築するなどの対応をしています。

<園庭・外構>

園庭は比較的余裕があります。また、周辺道路よりも高く、法面によって直接道路に面していないため、車の出入りを気にすることなく、安全に遊べる環境です。

4-4-2. 整備方針

改 築

今後見込まれる周辺の子ども数や園舎の経過年数等を踏まえ、改築を進めることとします。

改築にあたっては園舎・園庭の配置を踏まえ、現在の園庭に新園舎を建築します。

新園舎ではエレベーターや内部廊下、多目的スペースを整備します。

4-5. とねやまこども園

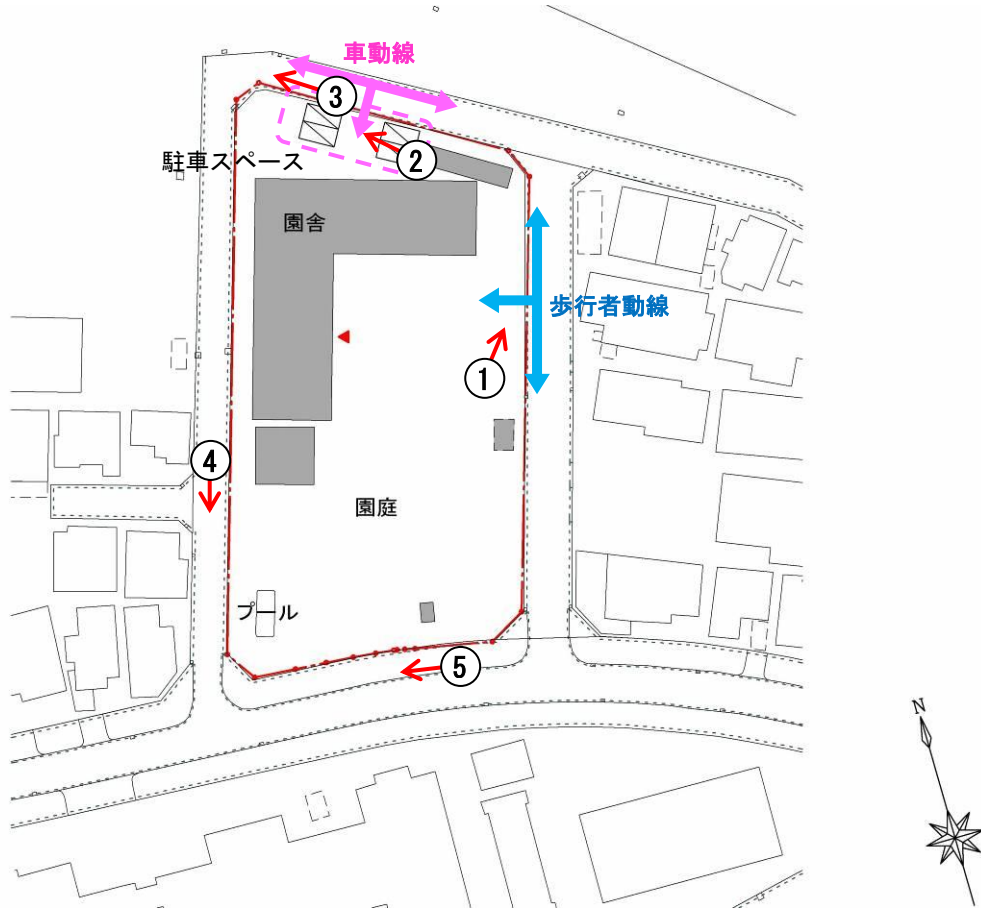
4-5-1. 現状



<敷地・アクセス>

住宅地にあり、周囲は戸建て住宅が多く建っています。道路を挟んで南側に市立刀根山小学校、北側に府立刀根山高等学校が経っており、静かな環境にあります。

周辺道路との高低差が大きく、敷地南西角では3mを超える法面となっています。車でのアクセスは、現在のメインの出入口である東側道路から、もしくは駐車スペースとなっている北側道路からとなります。



園名	スペック		考え方
とねやま	敷地面積	3,004.66	立地: 周辺は住宅地、丘陵地で道路に高低差あり 接道: 四周を市道に囲まれる 敷地: 適正規模に対応可能である 駐車場: 3台 EVなし
	延べ床面積	828.00	
	建築年月日	S45. 3. 1	
	経過年数	49	
	支援センター	-	

<園舎>

現在は3～5歳児を受け入れており、小学校生活にスムーズに移れるように、トイレは1・2階にそれぞれ1ヶ所ずつ設けられています。今後、0～2歳児を受け入れる場合には、沐浴・トイレの配置について十分検討する必要があります。

改修によって、廊下に手洗いが新設されており、内部廊下に改修する場合には、設備配管等に注意する必要があります。

遊戯室は、内部改修によって廊下部分を取り込んで広げていますが、他のこども園に比べて狭く、さらに部屋の中に柱があり、行事等で使用するにあたっては使い勝手が悪くなっています。

<園庭・外構>

園庭と園舎の緩衝地帯としてコンクリート舗装された部分があり、十分なスペースとして機能しています。

4-5-2. 整備方針

改 築

園舎の経過年数等を踏まえ、改築を進めることとします。

改築にあたっては園舎・園庭の配置を踏まえ、現在の園庭に新園舎を建築します。

また、0歳児～2歳児受け入れを開始するため沐浴室を作るとともに、自園調理を行うための調理室やエレベーターを整備します。

4-6. てらうちこども園

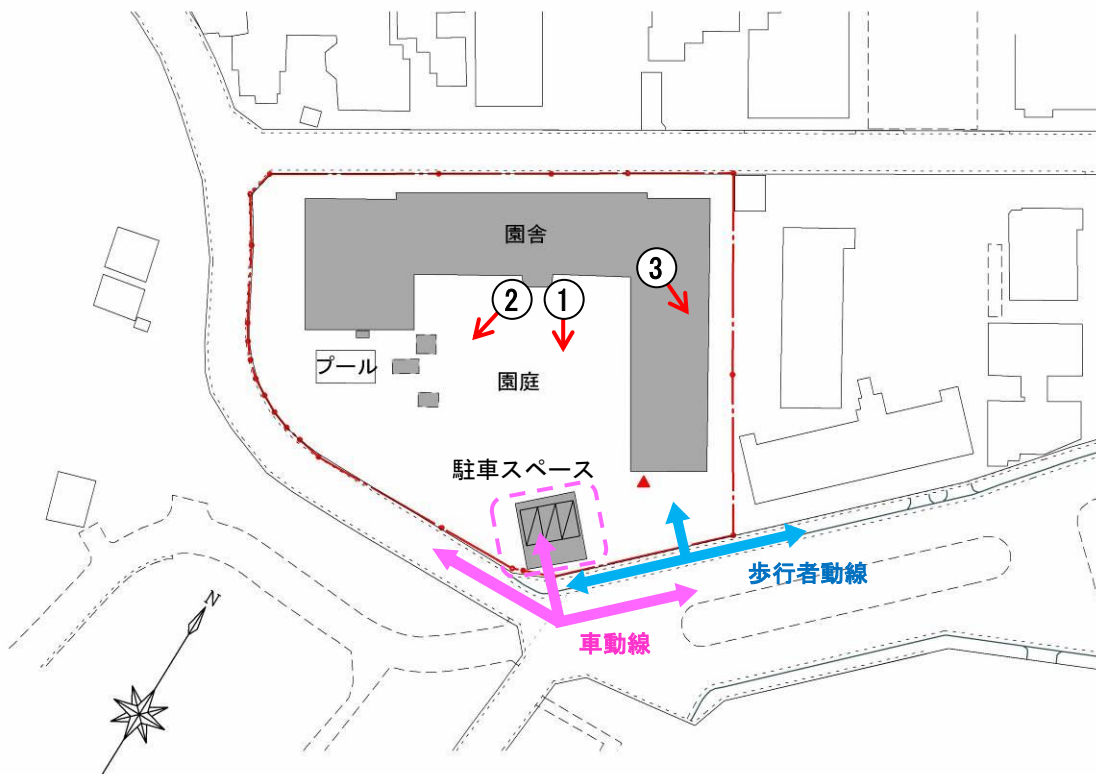
4-6-1. 現状



<敷地・アクセス>

近くには服部緑地があり、静かで落ち着いた環境にあります。

周辺道路との高低差があるため、基本的なアクセスは市立寺内小学校との間の南側道路から出入りすることになります。敷地北東角からも道路レベルを考慮するとアクセス可能です。



園名	スペック		考え方
てらうち	敷地面積	3,198.86	立地: 周辺は中高層住宅、地斜面地、道路と高低差あり 接道: 西・南で市道に接する 敷地: 適度な規模である 駐車場: 3台 調理室・EVなし
	延べ床面積	1,053.00	
	建築年月日	S50. 5. 1	
	経過年数	44	
	支援センター	-	

<園舎>

現在は3～5歳児を受け入れており、小学校生活にスムーズに移れるように、トイレは1・2階にそれぞれ1ヶ所ずつ設けられています。今後、0～2歳児を受け入れる場合には、沐浴・トイレの配置について十分検討する必要があります。検討の際は、1階部分（本の部屋、保健室、職員室、園長室）の上層部分の活用を検討する必要があります。

また、図書スペースが充実しており、多くの本が1階の1室にまとめられて、子どもが利用しやすくなっています。

1階保育室内の床が沈むなど、地盤の状況が影響している部分があります。

<園庭・外構>

門扉廻りは広く、十分な広さがありますが、駐車スペースとの関係で、車の動線と人の動線が接近しており、今後子どもの安全を確保する必要があります。駐車場については、子どもの動線を分けるようにして南側道路に面して設け、出入口の子どもの安全を確保することも検討します。

子どもの人数に対して園庭が狭く、建築面積が抑えられるように計画する必要があります。

現在のプール部分は地盤が下がっている状態で、園舎とのずれが生じています。

4-6-2. 整備方針

増築+改修

保育を運営しながら改築を行うには園庭の敷地が狭く、移設先の確保も難しい状況です。しかし、老朽化や厨房がないことを踏まえると早期に対応すべきであることから、増築+改修を進めることとします。

また、0歳児～2歳児受け入れを開始するため沐浴室を作るとともに、自園調理を行うための調理室やエレベーターを整備します。

5. 前期計画のまとめ（今後の検討事項）とスケジュール

5-1. 関連法規

	基本法	大阪府条例・豊中市条例
建設	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士法 ・建設業法 ・都市計画法 ・建築基準法 ・消防法 ・駐車場法 ・屋外広告物法 ・文化財保護法 ・景観法 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市建築基準法施行条例 ・豊中市火災予防条例 ・豊中市都市景観条例 ・豊中市屋外広告物条例 ・豊中市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
その他（建設）	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法 ・水道法 ・下水道法 ・電気事業法 ・ガス事業法 ・道路法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・大気汚染防止法 ・土壌汚染対策法 ・有線電気通信法 ・電気通信事業法 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市環境の保全等の推進に関する条例
教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法 ・学校保健安全法 ・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 ・幼稚園設置基準 	
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府福祉のまちづくり条例
環境・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・食品衛生法 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・石綿障害予防規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市環境基本条例 ・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 ・豊中市環境保全推進基準
省エネ・省資源	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用の合理化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府温暖化防止条例
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備に関する技術基準を定める省令 ・学校環境衛生基準 ・石綿障害予防規則 ・学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック 	

建築基準法・建築基準法施行令

法2条2号	特殊建築物	法別表第1 令115条の3 令19条1項	特殊建築物（幼保連携型認定こども園）
法22条 法23条	屋根 外壁		特定行政庁が指定する区域による屋根・外壁の構造性能
法26条	防火壁	令113条	延べ面積が1,000㎡を超える場合、防火壁によって1,000㎡以内に区画しなければならない。
法27条	耐火建築物等 としなければならない特殊 建築物	令110条 ～令110条の3 令109条 令109条の2の2	3階建て又は2階の床面積の合計が300㎡以上の場合は耐火建築物等とする。
法28条	居室の採光及び換気	令19条、令20条	居室の採光：居室の床面積×1/5以上 居室の換気：居室の床面積×1/20以上又は換気設備
法28条の2	シックハウス 対策	令20条の4～9	建築材料に石綿・クロロピリホスを添加してはならない。 石綿・クロロピリホスをあらかじめ添加した建築材料を使用してはならない。 ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備についての技術的基準に適合しなくてはならない。
法35条	廊下の幅	令119条	居室の床面積の合計が200㎡をこえる階におけるもの 両側に居室がある場合：1.6m以上 その他の場合：1.2m以上
	屋外への出口	令125条	避難階における階段・居室の各部分から屋外への出口に至る歩行距離
	屋上広場等	令126条	屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーの周囲には、高さ1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。
	排煙設備	令126条の2、3	床面積500㎡以内ごとに防煙壁で区画すること。 排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造らなくてはならない。 排煙口が防煙区画部分の床面積の1/50以上の開口面積を有し、かつ、直接外気に接する場合を除き、排煙機を設けなくてはならない。
	非常用照明	令126条の4、5	特殊建築物の居室には、非常用の照明装置を設けなければならない。
	避難経路	令127条 令128条	敷地内には、出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5m以上の通路を設けなければならない。
法35条の2	内装制限	令128条の3の2 ～令129条	居室の壁及び天井の仕上げ：難燃以上 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の仕上げ：準不燃以上 調理室その他の室でこんろ、ストーブその他火を使用する設備又は器具を設けたもの：準不燃以上
—	防火区画	令112条	主要構造部を準耐火構造以上とした建築物、又は主要構造部の防火の措置その他の事項について技術的基準に適合する建築物で、延べ面積1,500㎡を超えるものは、1,500㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。
—	間仕切壁	令114条	認定こども園等の用途に供する部分については、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
法48条 ～法50条	用途地域		※ 設計においては、各敷地の条件に従い、法令に適合した建築物とする。
法52条	容積率	令135条の14～19	
法53条	建ぺい率	令135条の20	
法56条	高さ制限	令130条の12 ～令135条の11	
法56条の2	日影規制	令135条の12、13	
法61条 ～法67条	防火地域 準防火地域	令109条 令136条の2～ 令136条の2の3	
法86条の7 ～法88条	既存の建築物 に対する制限 の緩和	令137条 ～令137条の19	※ 既存園舎を増築・改修する場合において、構造等に関するそれぞれの法令に適合した建築物とする。

注) 計画建物の場所や構造、面積等によって一部適合内容は異なるため、今後各園ごとに協議が必要である。

こども園ごとに条件は異なりますが、建築基準法について共通する2つの重要ポイントがあります。

●**構造**：増築+改修における既存不適格の確認

●**仮使用**：子ども・職員ほか利用者の避難経路の確認

上記のポイントを含め、関係各所と十分な事前協議を行い整備を進めます。

5-2. 工事期間中の注意点

工事期間中のこども園の運営については、子どもの安全確保や保護者への理解、地域への周知が重要であり、様々な点から検討が必要です。

●子どもの動線

敷地と周辺道路に高低差がある場合、敷地へのアクセスが限られるため、工事車両と園児や保護者の動線を完全に分離することができないケースが想定されます。警備員を配置することはもちろん、登園・降園の主な時間帯や行事予定など、こども園と市、工事関係者（監理者・施工者）で密に連絡体制をとり、事前対策をとるなど安全に配慮します。

●工事区画

増築+改修、改築のどちらの場合でも、限られた敷地内で工事をするため、こども園として管理する部分と工事部分を明確に区画する必要があります。子どもは好奇心が強く、誤って工事部分に入ってしまうことのないように、敷地を完全に分けします。

●保護者の送り迎え

地域により違いはありますが、現在子どもの送迎に車を利用するケースが増加しています。一部のこども園では、敷地出入口で完全な歩車分離ができず、エントランスや門扉付近で子どもと車が接近している場合があります。また、全園に共通して、敷地内に十分な駐車スペースを設けることが難しい状況です。

工事期間中にはさらに条件が厳しくなり、前述の動線確保と関連し、保護者が一時的に門扉前に駐車できないケースも考えられることから、駐車スペースなどを検討します。

●園庭

敷地内で工事を完結させる場合や、敷地外の別施設を借りる場合でも、既存の園庭は使用できないことから、近隣の公園や小学校グラウンド等の代替施設が必要となるため、関係各所と事前協議の上、使用方法や使用期間などの情報を共有し、代替施設を確保します。

●保育内容の調整

園の整備を行う際には、騒音や職員・搬入の動線、各園の行事などの調整が必要です。

騒音については、運営側として、お昼寝や合唱などをする際には園舎内のどの部屋を使うかなど、事前に工事スケジュール等を元に検討する必要があります。同時に、施工者は運営に協力し、騒音の影響が少なくなるように工事内容を検討する必要があります。

また、敷地の出入口や園舎への動線がこれまでと変わることも考えられます。発表会をはじめとする各行事の来場者等を想定し、行事については近隣の小学校施設などを借りる方が良い場合もあります。子どもや保護者の動線と共に、職員の動線も工事によって変わります。

施設内で調理を行っているこども園は、工事期間中も園内で調理を行うか、近隣の公立こども園からの配達、またはお弁当を持参するか検討が必要です。

以上のことから、再整備を進めるにあたっては、できる限り保育内容に大きな影響を与えないよう取組みを進めます。

5-3. 各園の特色の反映

今後、具体的に各こども園ごとに整備計画を検討する際には、地域の特色やこども園のオリジナリティを大切に反映させる必要があります。

●こども食堂

保護者の就業形態によって、子どもが平日・休日にかかわらず保育を必要とする場合があります。このような子どもが多い場合には、保護者のニーズに応える方法として、ランチルームなどのこども園の施設環境や地域との連携体制を活かし、こども食堂を開くことが考えられます。就学前の子どもだけでなく、小学生のきょうだいと一緒に面倒をみることで、子どもがいつでも安心して過ごせる環境づくりができます。

●大学との連携

近年ニーズが高まっている延長保育や子育て支援について、近隣の大学と連携することで、学生ボランティアの力を借りて運営していくことが考えられます。身の回りのもののできる実験や動植物の解説など、子どもの興味を広げることにつながり、職員の長時間の負担を分担することで、職員がよりきめ細かな保育ができるようになります。

5-4. 前期計画・後期計画スケジュール

夢プランで示した今後配置する17園については、園の規模等を勘案し、おおむね今後10年間で再整備を進めることとしていますが、本計画においては、17園の前期計画（6園）・後期計画（7園）・調整対象園（4園）の整備にかかる全体スケジュールを以下に示します。

■全体スケジュール

「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画（平成30年（2018年）9月公表）														
平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">第1期（南部）</div> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px solid black;"></div> </div>														
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">前期計画</div> <div style="background-color: #ccc; padding: 5px; border-radius: 5px; margin-left: 20px;"> 原田(改修) </div> <div style="background-color: #ccc; padding: 5px; border-radius: 5px; margin-left: 20px;"> てらうち(改修) </div> <div style="background-color: #ccc; padding: 5px; border-radius: 5px; margin-left: 20px;"> てしま(改修) </div> <div style="background-color: #ccc; padding: 5px; border-radius: 5px; margin-left: 20px;"> 東丘(改築) </div> <div style="background-color: #ccc; padding: 5px; border-radius: 5px; margin-left: 20px;"> 西丘(改築) </div> <div style="background-color: #ccc; padding: 5px; border-radius: 5px; margin-left: 20px;"> とねやま(改築) </div> </div>														
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">後期計画</div> <div style="background-color: #ccc; padding: 10px; border-radius: 10px; margin-left: 20px; width: 80%;"> 再整備(後期計画) ※実施時期及び整備手法は未定 北緑丘、東豊中、旭丘、本町、桜井谷、 庄内西、高川 </div> </div>														
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">調整対象園</div> <div style="background-color: #ccc; padding: 10px; border-radius: 10px; margin-left: 20px; width: 80%;"> 再整備(上記以外) ※実施時期及び整備手法は未定 島田、野田、螢池、豊中人権まちづくりセンター </div> </div>														

※上記スケジュールについては、財政状況等により変更する場合があります。